

青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) 深浦ウィンドファーム事業環境影響評価方法書)

- 1 対象事業実施想定区域は、小童子川水域に属しており、風力発電設備の設置や道路の拡幅工事等により発生した濁水が、小童子川及びその支流に流入し、水質及び水生生物の生息環境に影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切な手法により調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 2 対象事業実施区域及びその周辺には、地すべり地形等が多数存在している。風力発電設備の設置等により、土地の安定性に影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切な手法により調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 3 渡り鳥の調査について、ハクチョウ・ガン・シギ・チドリ類の夜間渡りは、短期間で大規模に行われることから、適切な調査時期を設定すること。また、春季は、ヤマセが運ぶ海霧の影響が強い年には、渡りができず半島の突端に多数の鳥類が長期間溜まる現象が高頻度で見られることから、海霧の状況に十分に留意し、適切に調査を実施すること。
- 4 風力発電設備の設置及び道路の拡幅工事等により生じる残土について、その発生量や処分の計画、盛土量等を明らかにし、周辺環境に及ぼす影響を検討すること。
- 5 累積的な環境影響について、対象事業実施区域周辺における他事業の情報収集を行い、予測及び評価の結果を環境影響評価準備書に反映するよう努めること。